

令和6年度 佐久市立浅間中学校普通教室棟増築工事 現場説明書

1	工 事 名 称	令和6年度 佐久市立浅間中学校普通教室棟増築（本体）工事
2	敷 地	佐久市岩村田1361番地
3	工 事 概 要	
	本 体	普通教室棟増築（本体）工事一式 鉄骨造 3階建 鋼板葺 延べ面積 983㎡ 解体工事、外構工事 ほか
	電 気 設 備 （関連工事）	普通教室棟増築（電気）工事一式 電灯設備、コンセント設備、照明器具設備、構内配電線路設備工事 ほか
	機 械 設 備 （関連工事）	教室等増築（管）工事一式 衛生器具設備、給排水設備、空調機器設備、換気設備工事、消火設備 ほか
4	その他関連工事	令和5年度（繰越） 佐久市立浅間中学校空調設備設置工事
5	支 払 条 件	債務負担行為（令和6年度～令和7年度） 契約約款および佐久市財務規則等の規程による
6	注 意 事 項	
	(1)	生徒等が学校生活を送る敷地内での工事であることから、安全には十分注意すると共に、可能な限り学校行事に協力すること。なお、学校行事により工事が出来ない日があるので、工程については学校と十分協議の上、決定すること。 仮設計画、工程作成に先立ち、学校関係者、監督職員及び工事監理者と打合せを行うこと。
	(2)	近隣の住民等に工事について協力を依頼し、トラブルが発生しないよう配慮すること。 また、通行人に対しての安全についても配慮すること。
	(3)	現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺に仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第3者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障がないよう十分注意すること。また、当工事現場の砂等が学校や近隣の住居等に吹込まないよう、必要に応じ対策を行うこと。 なお、施工者は互いに協力し安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。
	(4)	工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。
	(5)	工事着手前に現場及び周辺の写真を撮り、工事中及び竣工後に工事の影響で不具合が生じた場合は現状に回復すること。
	(6)	同一敷地内で同時期に、上記4のとおり関連工事を予定しているので、各請負業者は互いに協力するとともに情報を共有して工事を行うこと。 上記4の関連工事も含めた安全衛生協議会を立ち上げ、安全衛生管理及び災害防止に関する組織体制を構築すること。なお、本体工事が本協議会を統括すること
	(7)	騒音振動を伴う作業については、放課後や学校閉校日に行うこと。なお、学校閉校日は校舎内に立ち入ることはできないことがあるため、注意すること。
	(8)	資材の搬入・搬出を行う場合は、生徒の登下校時間を避けること。詳細な時間については、学校と打合せを行い決定する。
	(9)	保険の期間については、工期プラス1ヶ月程度加入のこと。なお、保険の種類は特記仕様書に記載しているので確認すること。

(10)	<p>建退共に加入し契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。          なお、工事契約後は必要枚数分の共済用紙を購入し、原則として現物支給とすること。</p>
(11)	<p>部分払いの対象とする工事材料については、工事現場に搬入済みの材料及び製造工場等にある材料で、監督員の検査に合格したものとする。          なお、製造工場等にある工場製品を計上する場合は、受注者の当該製品に対する支出が確認できた場合とする。</p>
(12)	<p>本工事における交通誘導員は、交通誘導員Aを配置すること。安全体制を十分に協議し、関係機関との調整を行い、計画書を提出すること。          なお、自社の従業員で誘導を行う場合は、警備業法14条で規定する以外のものとし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているものとみなし、協議のうえで変更する。</p>
(13)	<p>下記スケジュールを基に、工程を立案すること。          ア 令和6年7月～8月（夏休み期間）：既存校舎解体工事          イ 令和6年7月～8月（夏休み期間）：給排水切り回し工事          （学校運営及び工事の工程に影響がない場合は変更することができる）  <u>なお、工事全体の概成工期は令和7年12月末日までとする。</u></p>
(14)	<p>初年度の支払限度額に対応する出来高率は、年度末出来高検査時点で、本体工事で約39%、電気工事で約5%、管工事で約5%以上とし、入札後調整により定める。</p>